

1. 件名：美浜発電所3号機 運転上の制限の逸脱について

2. 日時：令和6年1月9日 10:00～10:20

3. 場所：原子力規制庁 2階打合せスペース

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、高木原子力規制専門員  
関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループ チーフマネジャー 他1名

5. 要旨

関西電力から、令和5年12月18日に発生した美浜発電所3号機の燃料油移送ポンプの台数を確保できなくなったことによる運転上の制限からの逸脱について、資料に基づき、原因及び対策に関する説明を受けた。

<原因>

工事所管課が、燃料油移送ポンプの点検が燃料装荷開始までに完了することとなっていない作業工程を策定していた。

また、定期検査工程を検討する社内会議（以下「工程会議」という。）においては、同点検が別の社内会議に付議されており、改めて確認する必要がないと思いつ込んだため、是正されないまま定期検査工程が決定されていた。

<対策>

所則を見直し、制限外作業期間の妥当性確認を工程会議の項目として明確化する。

6. 面談資料

- ・ 原子力発電所の運営状況について

以上